



2021/5/25

法制審議会家族法制部会配布資料

※本資料は2020年9月16日、厚生労働省記者クラブでの会見時、配布した資料に若干の修正を加えたものです。

別居・離婚後 子どもと会えない母親は5割超

～わが子と離れて暮らす母親アンケート調査結果～



2020年9月16日
親子の面会交流を実現する全国ネットワーク





本日の内容

【1】親子ネットご紹介

【2】本日の会見趣旨説明

【3】アンケート調査結果サマリ

【4】考察及び提言

【1】親子ネットご紹介





親子ネットご紹介

名称：親子の面会交流を実現する全国ネットワーク（略称：親子ネット）

目的：別居または離婚後の親子が自然に会える社会となるよう、
別居・離婚後の親子交流を促進する民法の改正、関連法案の成立、公的支援制度
の確立

設立：2008年7月

会員数：512名※女性会員156名（2020.3末）

活動：勉強会の開催、実態調査、法改正のための働きかけ、当事者支援等

HP：<http://oyakonet.org/>



2010年9月26日 親子ネット全国集会
下村元文部科学大臣と



2015年8月22日 親子ネット講演会
「みんなで支える共同養育」
馳衆議院議員、泉明石市長などと



2019年12月7日親子ネット講演会
「離婚後親権制度について改めて考える」
作花弁護士、福田一橋大名誉教授、真山参議院議員、
串田衆議院議員、三谷衆議院議員、円元参議院議員などと



アンケート回答者の当事者イメージ

①「離婚しても双方の親が
子どもの養育に係わる」
=新しい価値観層

面会交流・養育費の
取決め・履行状況

厚労省ひとり親調査
からみた比率（想定）

取り決めがあり、
継続して履行されている

約25%



②「夫婦間の価値観の相違」
「何らかの高葛藤要因」
=葛藤層

取り決めがあるまたは取決めができず、
履行されたり途絶えたりしている

約25%

③「離婚は親子の別れ」
=従来の価値観層

取り決めなく
全く履行もされない

約50%

別居・離婚家庭の基本的当事者像はおおまかに上記の分類に大別されと考えており、それぞれの層の実態を把握し、課題を整理していくことが重要であると考えています。
親子ネット会員は②層、当事者の努力により③層へ移行するグループに属する会員が多数を占めており、当該アンケート回答者も基本的には②層に属するものをご理解下さい。

【2】記者会見趣旨説明





記者会見趣旨説明

「養育費」と聞くと、子どもと離れて暮らしている父親をイメージするかもしれません。

しかし、最近は別居や離婚に際して、夫に子どもを連れ去られ、親権を喪失し、子どもと会えなくなる母親が増えています。昨今、「養育費の不払い」が社会問題になっており、養育費は2019年の民事執行法改正など対応が進められていますが、「面会交流」に関しては、厚労省の所管でありながら、改善の検討さえなされていません。

弊会では、別居や離婚によって子どもと離れて暮らす母親を対象にアンケート調査を行いました。その結果、連れ去りや追い出しなどにより、94%の母親が親権・監護権を失い、55%の母親が子どもとまったく会えなくなっている実態がわかりました。

なぜ、会えないのでしょうか？ 子どもと会えなくなった母親は「特別な母親」だったのでしょうか？ 子どもから母親を奪うことが「子どもの最善の利益」に資するとは思えません。

会見ではアンケート結果をもとに、「母子の断絶」の深刻な状況について説明し、女性当事者から、生々しい実情をお伝えいたします。

両親の別居・離婚に伴い、わが国で何が起きているのか、その背景なども含め、ご理解いただく一助になればと存じます。



【3】アンケート調査結果サマリ





アンケート調査実施要領

■ 目的

本調査（アンケート）は、別居・離婚を経験した母親を対象として配偶者（夫）と子どもとの別居から離婚に至るまでの経緯を定量的に示すことにより、現行家族法、裁判所運用の課題を抽出することを目的とする。

■ 実施期間

2019年10月 ～ 2020年2月

■ 対象者

- ・別居・離婚により子どもと引き離された経験を持つ母親
- ・主に親子ネット会員及び会員から紹介のあった方

■ 調査方法

- ・アンケートに協力いただけると回答いただいた母親当事者にメール・郵送で送付、回収
- ・原則記名式

■ 回収状況

回収数	: 50名	*死亡した1名に関しては母親（祖母）が回答
有効回答数	: 50名	*無記名2名含む



アンケート調査結果サマリ 1/2

9割以上の母親が、
連れ去り・追い出しなどの同意なき別居で
子どもと引き裂かれ、親権・監護権を失った。

(アンケート結果)

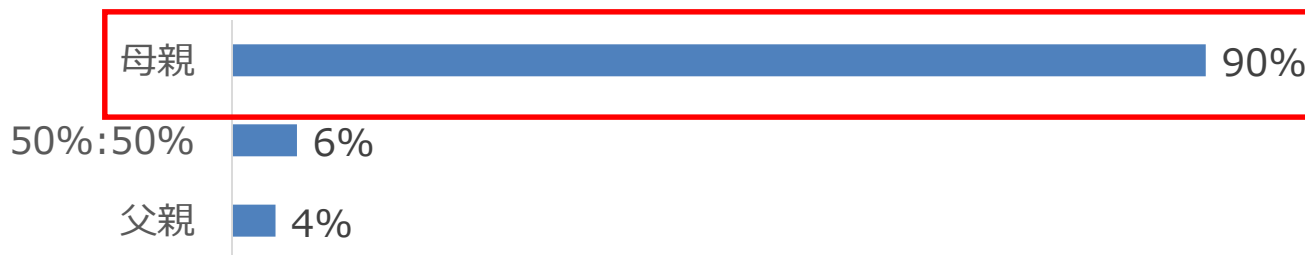
- ・子どもの主たる監護者であった母親は9割
- ・父母間の合意がない別居は約8割
- ・別居後、子の引き渡しを求め、引き渡された母親は1割に満たない
- ・離婚時、親権・監護権を得た母親は1割に満たない



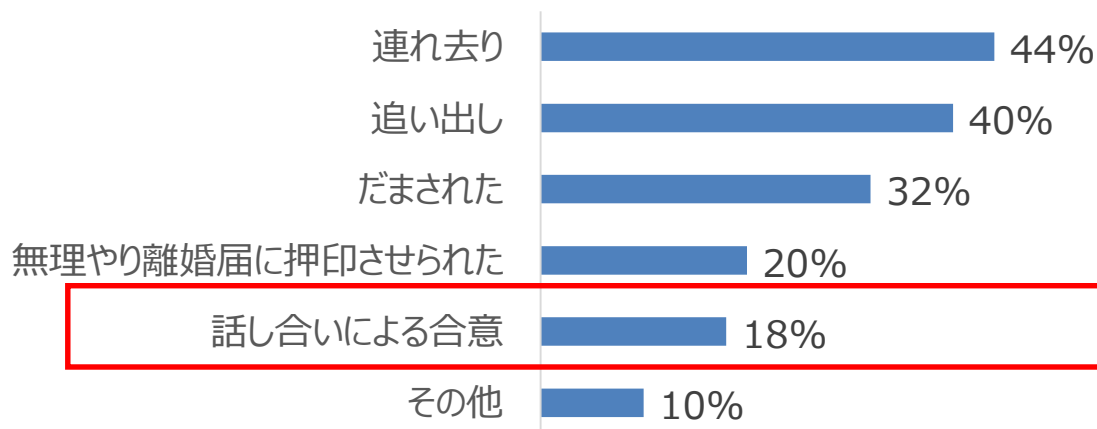
同居時の主たる監護者・別居の態様

- ・子どもの主たる監護者であった母親は9割
- ・話し合いによる合意した上での別居は2割に満たない
- ・連れ去り・追い出しが8割を超え、2割が無理やり離婚届に押印させられている

■ 同居時の子どもの主たる監護者



■ あなたにとっての別居とは？（複数回答）





「別居時の状況」に関する自由記入欄

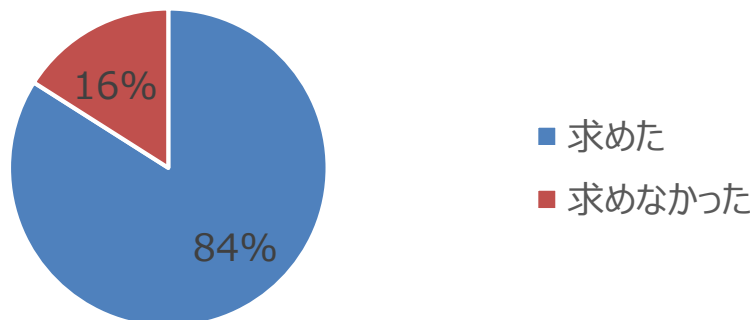
- ・深夜にたたき起こされ、「離婚届けにサインしろ」と強要された。連日、夜中に起こされては責められ続けていたため、サインすれば寝かせてもらえると思い、離婚届と離婚協議書にサインした。
- ・夫・義母から恫喝・罵倒・脅しにより、家に帰れなくされた。
- ・夫と義両親から一方的に追い出された。
- ・「離婚届けに判を押せ」と言われるままに書かされ、その後、夫が勝手に親権欄に自分の名前を書き、役所に提出された。その後の話合いの日、義母が子どもをトイレに連れていくと嘘をつかれ、そのまま、夫の実家に連れ去られた。
- ・別居中に子どもを映画に連れていくと言って誘い出し、そのまま連れ去られた。
- ・警察には3日後に必ず戻ると説明し、子どもを連れ去った。連れ去り当日、すでに保育園転園、住民票も移動されていた。
- ・夫の実家に行くのを渋る子どもを強引に連れ出し、「戻ってくる」と嘘を言い、連れ去った。



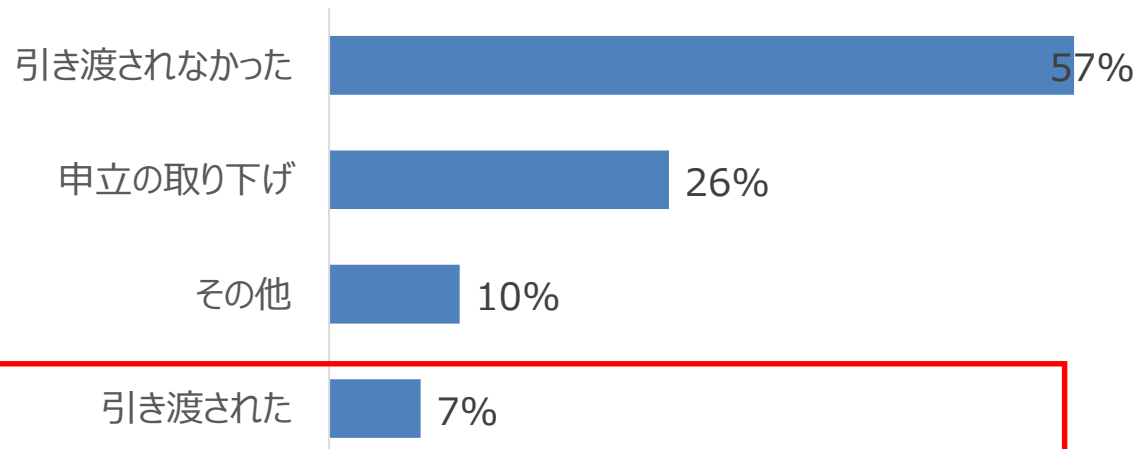
別居後：子の引き渡し・監護者指定

- ・連れ去り、追い出しなどにより子どもと引き離された約9割の母親は子どもの引き渡しを求めた
- ・家裁手続きも含め、子どもを取り戻せた母親はわずか1割未満

■ 子どもの引き渡しを求めたか



■ 子どもの引き渡しを求めた結果

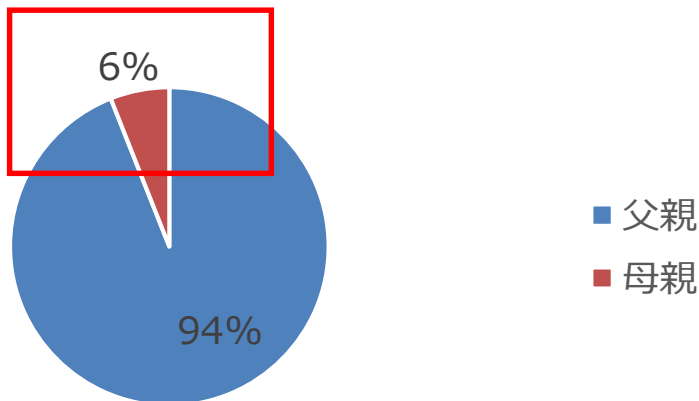




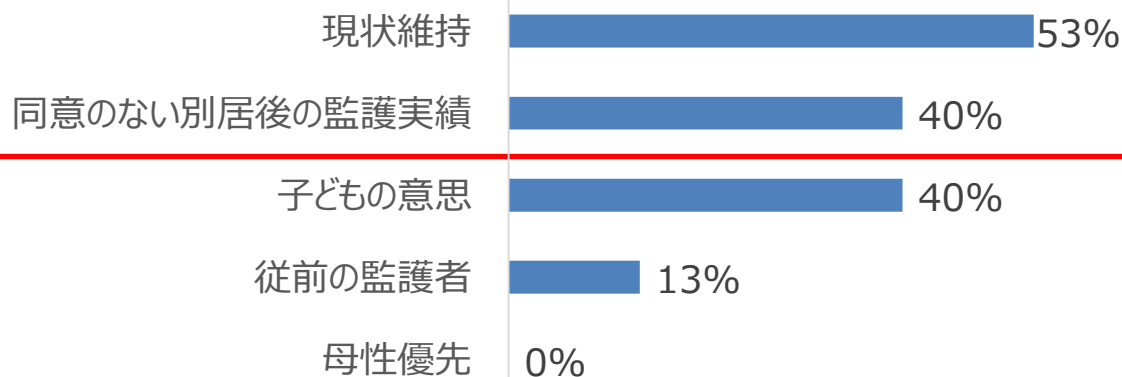
離婚時：親権・監護権

- ・9割超の母親が親権・監護権を喪失した
- ・判断理由は、現状維持を始めとする「連れ去り・追い出し後の監護の継続性」

■ 親権・監護権



■ 親権・監護権の判断理由（複数回答）





監護者・親権者指定に関する裁判所見解・判断理由-自由記入欄

- ・子ども達は相手方の家で問題なく育っている。
- ・不貞相手が夫の家に入りびたり、義母に任せきりの監護状況は「問題なし」とされた。
- ・子どもと会うことを優先するために取り下げた。
- ・勝ち目がないと弁護士に止められた
- ・裁判所に監護者指定を申し立てた後、期日前に裁判所に呼び出され、「あなた、これ親権者・監護者は父親になりますよ」と調査官から言われ、取り下げた。
- ・これまでの監護状況からすると母親に戻すのが相当だが、現在監護状況に問題なく、監護者変更をするまでの状態ではない。
- ・私に非はなく監護能力もあるが、現在、子ども達は父親の家族と暮らしており、学校にも通っている。母親に親権・監護権を与えれば、この学校も変わり、環境が変わるのは子の福祉に良くない、と判断された。私は近所に住んでいるので学校を変える必要はない、と言ったが、裁判官は相手にしてくれなかった。
- ・離婚に関しては、相手方の詐欺脅迫によるものとし、取り消されたが、子どもが相手方監護に慣れてしまっていることを理由に、相手方に監護権が指定された。
- ・連れ去り直後は「ママといたい」と号泣していた子どもが、会えない間洗脳され、「パパといる」と言うようになった。片親疎外に陥っている子どもの意思が重視されている。
- ・早急に監護環境を変更しなければならない急迫性や緊急性は認められない。
- ・監護者に指定されたが、子どもは帰ってこない。日本の法律・裁判所は何のためにあるのか



アンケート調査結果サマリ 2/2

合意なき別居以降、家裁での手続きを経ても55%の母親は子どもと会えず断絶状態。

⇒約3割の母親は裁判所からも面会が認められない

⇒合意したお子さんとの面会も反故にされている

(アンケート結果)

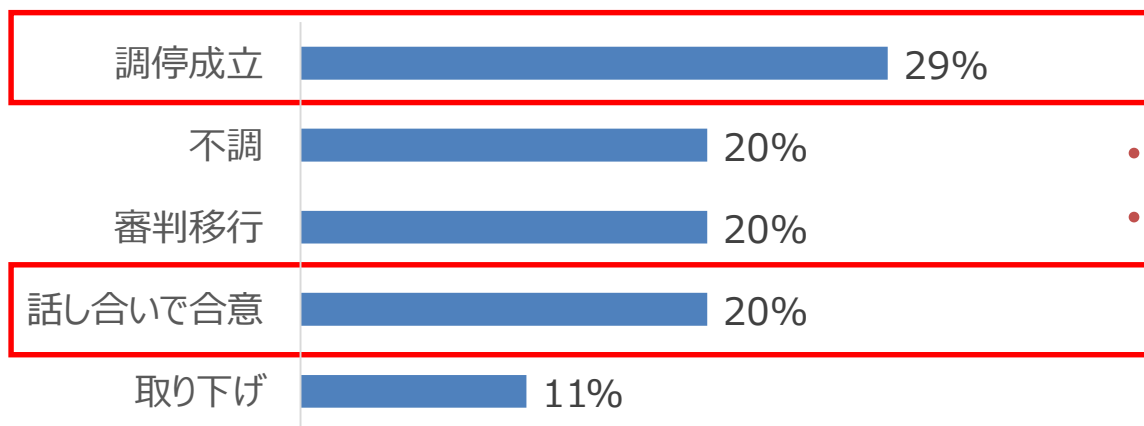
- ・別居後、子どもと会うことを要望しても、合意できたのは約5割
- ・直接、子どもと会えること（直接交流）で合意したのは約5割
- ・家裁手続きを経て、かつ5年を経過しても子どもと会えない母親が5割超



別居後：面会交流を求めた結果

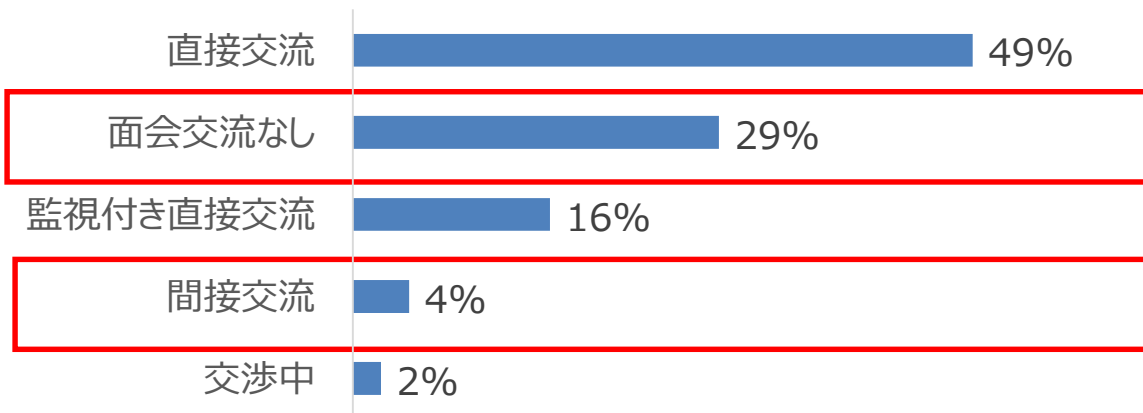
- ・合意できた母親は5割に満たない
- ・面会交流が決定しても直接子どもに会える（直接交流）母親は半数に過ぎない

■ 面会交流を求めた結果



- ・調停成立・合意合計が47%
- ・不調・取り下げ合計が37%

■ 面会交流の決定事項



- ・面会なし・間接交流合計が33%
- ・監視付面会交流を命じられるケースも15%存在する。



面会交流についての裁判所見解・判断理由

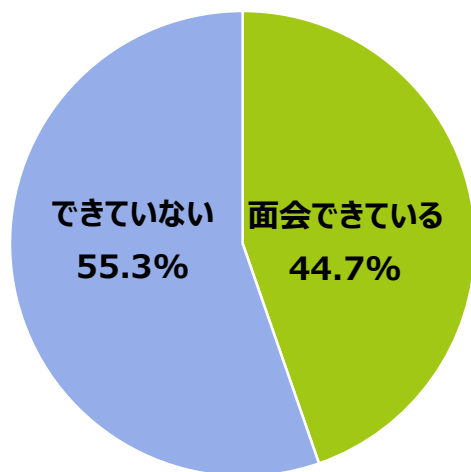
-自由記入欄-

- ・2カ月に1回の写真の送付で決定した。理由は子どもが母親に会うことに対し葛藤があるため、時期尚早と判断された。その後、3年が経過してもまったく会うことができない。
- ・間接交流（写真送付のみ）の和解案を弁護士から同意させられた。
- ・離婚成立直後から会えなくなった。裁判所に申し立てても「子どもの意思」と言われ、どうしようもできない。
- ・「子どもの意思」として提出された手紙により、面会は認められなかった。
- ・子どもが「母に会うのが怖い」と言い、面会は認められず、不調となった。
- ・元夫が「再婚するから会ってほしくない」と言われ、面会は認められなかった。
- ・「離婚しないと会わせない」と脅された。月1回の決定が出たが、全く会えない。
- ・「月1回子どもさんに会えるならいいんじゃない？」と調停委員に説得された。
- ・両親が高葛藤なため、最初は頻度を少なくし、信頼関係ができてきたら徐々に回数を増やせば良いと言われ、2カ月に1回、3時間、監視付で決定した。
- ・「子どもが連れ去られる」と主張され、月1回の監視付面会となった。
- ・学校行事や発表会など、一切の参加が認められなかった。
- ・夫の立ち合いでの月1回の面会交流が決まった。夫の意に従うしかない。



アンケート回答者の現在の状況

■現在の面会交流の状況



⇒家裁手続きを経て、かつ別居後約6年を経過しても
「面会できていない」が55.3%

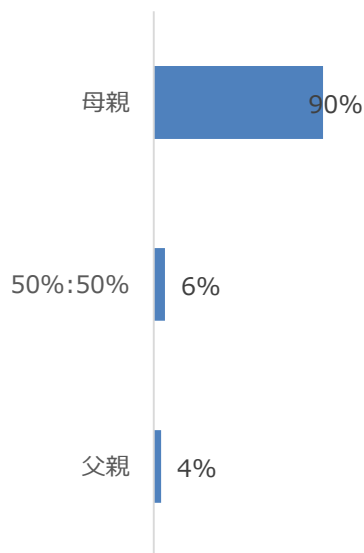
民法766条改正施行（2014年）後、家庭裁判所が「原則面会交流」にシフトしたとの意見があるが、当該調査結果からはそのような事実は確認できない。



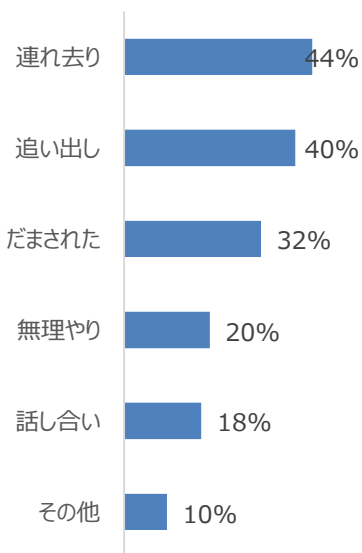
まとめ - わが子との関係を引き裂かれる母親

主たる監護者であった母親でも、裁判所から合意なき連れ去りを是認され、前例踏襲で母子の断絶を強いられている。

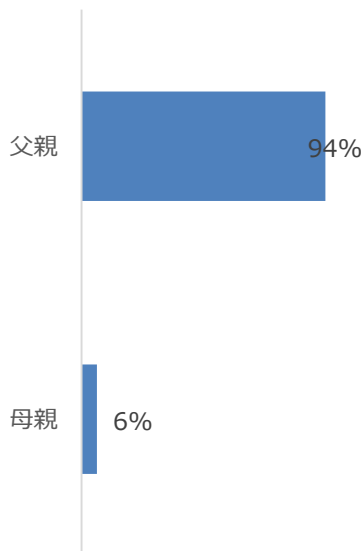
①同居時、
子どもの主たる監護者
であった母親は9割



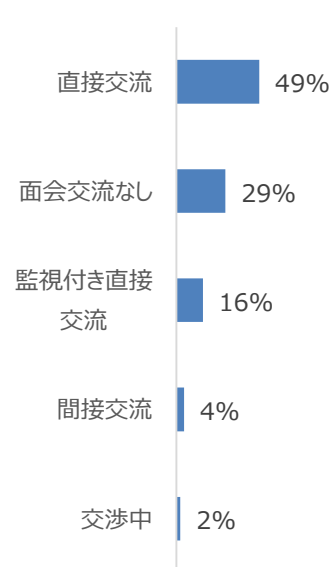
②話し合いによる
合意別居は
わずか2割



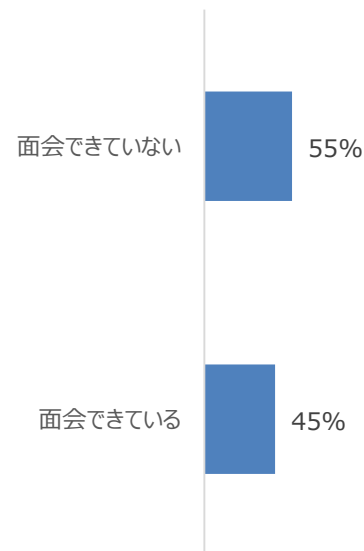
③離婚時、
親権・監護権を
喪失した母親は
9割超



④子どもとの面会を求めた
結果、直接会える決定は
5割、2割は監視付、
間接交流



⑤現在も子どもと
面会交流できない
母親は5割超



連れ去り・追い出し

裁判所での手続き

それでも会えない



【4】考察及び提言





考察① 不法な連れ去り - 国内では容認

調査結果：話し合いによる合意した上での別居は2割に満たず、連れ去り・追い出しが8割を超える

2011.11月号VERY

「弁護士-家を出る場合は必ず子どもをつれて」

親権争いは最初の対応が肝心
家を出る場合は必ず子どもを連れて

「子どもの福祉と共同親権」

(財) 日弁連法務研究財団

監護者の指定を受けようとするれば、まず、子どもを依頼者のもとに確保することが弁護士の常識

「弁護士が書いた30代離婚の教科書」

姉小路法律事務所 弁護士 大川浩介/辻祥子

親権を譲りたくない時は、必ず子どもを連れて別居する

2014年4月、日本はハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）を批准し、国境をまたがる子どもの連れ去りは禁止された。しかしながら、国内での連れ去りは違法にならず、上記のような「親権・監護権を確保するための子どもの連れ去り」を勧める弁護士は後を絶たない。昨今は父親が子どもを連れ去り、追い出すケースが増加している。

「DVなどからの避難を目的とする連れ去り」は許容すべきとの意見もあるが、今回のアンケート回答者に「連れ去り」「追い出し」を認めるべき相当な事由があった事実はない。



考察① 不法な連れ去り – 海外諸国からの非難

2019.2 国連子どもの権利委員会が 共同親権立法勧告

27. 委員会は以下のことを目的として、十分な人的資源、技術的資源及び財源に裏付けられたあらゆる必要な措置をとるよう勧告する。

(b) 子どもの最善の利益に合致する場合には（外国籍の親も含めて）子どもの共同親権（共同養育）を認める目的で、離婚後の親子関係について定めた法令を改正するとともに、非同居親との個人的関係及び直接の接触を維持する子どもの権利が恒常的に行使できることを確保すること



子どもの権利委員会
プレゼンした子どもたち

2018年2月6日

於Palais Wilson, Geneva, Switzerland

2020/7/9 中日新聞

「親の子供連れ去り」禁止を要請 欧州議 会が対日決議

【ブリュッセル共同】

欧州連合（E U）欧州議会本会議は8日、E U加盟国の国籍者と日本人の結婚が破綻した場合などに、日本人の親が日本国内で子どもを一方的に連れ去り、別れた相手と面会させないことなどを禁止する措置を迅速に講じるよう日本政府に要請する決議案を採択した。

日本は国境を越えて連れ去られた子どもの扱いを定めた「ハーグ条約」締約国だが、国内の連れ去りには適用されない。

決議は子どもの連れ去り行為が相当数あるとした上で「子どもへの重大な虐待」と強調。E U欧州委員会や加盟国などに対しても日本側に改善を求めていくよう求めた。決議には法的強制力はない。

- ・海外諸国では、同意を得ない連れ去りは違法とされる。
- ・離婚後も双方が養育責任を持つ「共同養育」、双方が親権を持つ「共同親権」制度が採用され、主要先進国（G7）で「単独親権」を採用してるのは日本だけである。



考察② 親権・監護権の決定基準(政府答弁) と家裁実務

調査結果：90%の母親が同居時、主たる監護者であったが、合意無き別居以降、監護権を得た母親は7%、親権を得られた母親は6%に過ぎない

- ・「**継続性の原則があるから連れ去った方が得だということがあってはならない**」、「**寛容性の原則は、子の利益を考える上での一つの判断基準**」、「**父母の間に高いストレスがある場合でも面会交流を子の利益のために実現の努力をしようというのが家裁における努力の方向、そのことをこの法案は示している**（2011年5月 参議院法務委員会江田法相（当時）答弁）
- ・「**親権者や監護者の指定にあたって、父母間の事情や子ども側の事情を総合的に考慮した上で、いずれを親権者又は監護者とすることが子どもの利益に叶うかという観点から判断がされているものと承知している**」（2019年11月21日参議院法務委員会/森法相答弁）

テンプレートのような判決文 ※アンケート回答者の母親から提供

特段の理由がつかがわれない原告による監護養育状況が今日まで2年半を超える期間継続している事実状態を尊重する趣旨に加え、長男自身、原告が親権者となることを希望していることも勘案すれば、長男の親権者を原告と指定するのが相当である。（平成27年 東京家裁）

・**今般のアンケート結果から、「連れ去り後の監護の継続性」の観点から監護者・親権者決定がなされている事実が存在することがあきらかとなった。**



考察③ 面会交流の現状

調査結果：合意無き別居以降、家裁の手続きを経ても55%の母親は子どもと会えず断絶状態。

⇒約3割の母親は裁判所からも面会が認められない

⇒合意したお子さんとの面会も反故にされている

1. 頻度：月1回数時間

- ✓ 米国では、離婚前の養育プラン提出が義務化
- ✓ 米国アリゾナ州では、別居親と子どもが毎週1回夕方数時間会え、隔週で3泊4日を過ごすのが標準的なプラン

2. 監護親・親権者の意向次第

- ✓ 「離れている親に会いたい」という子どもの意思よりも、「別居親に会わせたくない」という監護親の意思が優先
- ✓ 人質交渉の横行「離婚と親権を認めれば、子どもと面会させる」
- ✓ 不法な連れ去り後、数カ月を経た後の「子どもの意思確認」
- ✓ 婚姻中であっても、学校行事への参加を拒否

3. FPIC（公益社団法人家庭問題情報センター）「月1回しかやりません」

- ✓ 年間援助件数は1,268件（2017年）

4. 祖父母も断絶

- ✓ 英国のParental Responsibilityは、人数の制限がなく、祖父母、継父母も保有

別居・離婚後の親子の面会交流に関して、「権利性」が明確化されていないことが問題



考察④ 子どもの意思と片親疎外

調査結果:自由記入欄より

- ・連れ去り直後は「ママといたい」と号泣していた子どもが、会えない間に洗脳され、「パパといる」と言うようになった。片親疎外に陥っている子どもの意思が重視されている。
- ・子どもは連れ去り直後、「ママといたい」と号泣していたが、半年間母親と一切会えず、夫・義両親に洗脳された結果、半年後「ママ怖い」に変わった。
- ・親権を獲得できた母親の一人は、子どもと引き離されていた際は、「ママに殺される」と言われていた。そう子どもたちに吹き込んだ父親は、再婚後の現在、養育費も面会も拒否している。

■精神的切り離し：片親疎外

- ✓ 片親疎外（Parental Alienation=PA）とは、監護親が子供を一人で抱え込んでしまうこと
- ✓ 別居親の悪口を吹き込む、「会いたくない」と言わせる
- ✓ 監護親に見捨てられないため子どもは服従＝「無自己」「心理的虐待」
- ✓ 強固に片親を遠ざける行為＝心理的虐待

片親を遠ざけ、会わせないことは児童虐待です。

海外諸国ではこのような行為を行った場合、親権制限、親権はく奪などの要素となります。



母親の声 - アンケート自由記入欄 (1/2)

- ・夫は子どもを実家に預け不貞相手と同棲しているにも関わらず、監護者と指定され、私は面会交流も認められない。
- ・幼い兄弟が連れ去られた後、「母親には重度の精神疾患がある」や「ママに殺される」など、裁判の期間中、嘘の理由で面会を拒否され続けた。
- ・ママっ子だった一人息子と引き離されて8年が過ぎてしまいました。親権者だけどずっと会えないままです。裁判所は見ても見ぬふり、相手を咎めることさえしてくれません。こんな理不尽で恐ろしい現実があることをたくさんの人に知ってほしい。
- ・海外在住中に3歳半の娘を、「数週間ビーチに連れて行く」と言われ預けたら連絡がつかなくなり、帰国していた。その後急いで帰国するも1年3か月もの間娘に会えず、親権を奪われた。娘に会えるまでの時間はまさに生き地獄で、殺してもらったほうが楽だと何度も思った。
- ・家裁で取り決めた面会交流のをさせていたら、戻してくれなくなった。すぐに家裁に戻すように申し立てしたが、親権・監護を相手に変えた。それを機に全く会えなくなった。
- ・「子どもが怯えている、子どもの身体にあざがある」などの作り話を父親、義母が警察、児相に定期的に持ちかけ母親を虐待母にでっち上げた。
- ・同意なく連れ去られる。どこに相談しても裁判しか取り戻すしかないと言われる。高裁まで一年7ヶ月かかり、監護状況に問題がないからと監護者は夫になる。
- ・昨日まで手をつないでいた息子と引き離され、その後の監護実績のみで、親権を奪われました。息子と会えないだけでなく、養育費さえ受け取らず、息子との縁が断ち切られています。行政、警察、DV支援弁護士、裁判所、あらゆる所に相談しましたが、誰も助けてくれず、絶望しました。



母親の声 - アンケート自由記入欄 (2/2)

- ・うちは自営業のため、跡継ぎ欲しさのため子供を連れ去り、会わせない。共同親権であれば親権獲得のための連れ去りはしなかったはず。
- ・同意なき別居後の両親任せの監護実績のみで夫側が監護者適任と判断される。この事態を防ぐには自分が連れ去るしかない世の中であることを思い知り、将来子どもたちをこんな目にあわせられない思いだけが生きる動機。
- ・寄ってたかって子どもに母親の悪口を吹き込み、裁判所は調査という名の踏み絵を踏ませ、その結果の「会いたくない」を子どもの意思だと言って親子の引き離しを正当化します。母親でも主な監護者でも悪意ある相手に子どもを抱えられてしまえば会えなくなってしまう。
- ・7歳と5歳の子どもに「パパとママとどっちと暮らしたい」と聞く調査官。
- ・同居親の夫とは歩いて10分の距離、でも、月1回2時間の面会しかさせない。
- ・脅され、騙されて突然、家から追い出され、幼いわが子と引き離された。和解離婚後、元夫はすぐに再婚、養子縁組、実母である私はわが子と全く会えなくなりました。
- ・面会交流調停で成立した月2回の面会交流を去年の8月から行われなくなった。再三の履行勧告しても面会を行おうとしません。面会交流に強制力を持たせるべき。
- ・高校生なのに、夢に出てくる息子は今も幼いまま。離婚当時から時が止まっている。
- ・元夫に子供と断絶させられ、母親が悪いと吹聴。子供も会いたがらなくなる。理解してくれる時に希望をつなげ、何とか生きている。
- ・母親としてこどもにしてあげたいことがたくさんある。黙ってそばにいてあげたい。そんな当たり前のことを奪わないで下さい。



法制審諮問前の政府の取組み・検討状況

ひとり親家庭の支援について

(平成30年4月 厚労省)

面会交流支援事業（「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニュー事業の一つ）

※平成24年度から実施

目 的

- 平成23年6月に公布された民法改正法において協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の面会交流が明示された。
- 面会交流が子どもの健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであるため、継続的な面会交流の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図る。

事業内容

- 事前相談、支援内容の決定、面会交流援助等を適切に実施できる面会交流支援員を配置
- 支援の対象
 - ・ 面会交流の取り決めを行っていて、父母間で合意があり、原則として児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある、概ね15歳未満の子どもの面会交流を希望する別居親又は子どもと別居親との面会交流を希望する同居親
- 別居親又は同居親からの申請により、両者に対し必ず事前相談を実施するとともに、支援の内容、方法、日程、実施頻度等を記載した面会交流支援計画を作成
- 支援計画に基づき、面会交流当日の子どもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施

実施体制・実施方法

- 援助の実施頻度は原則として1月に1回まで、支援期間は最長で1年間
- 支援員は、子どもの受け渡しや付き添いの際には、子どもの心情に十分配慮した対応を行う
- 必要に応じ、可能な範囲において、交流場所の斡旋を行う
- 専門的見地からの指導・助言ができる民間団体等に再委託も可

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村
(事業の全部又は一部をNPO法人等に委託可)
【補助率】 国1/2、都道府県等1/2
【令和元年度予算】 母子家庭等対策総合支援事業(159億円)の内数



- ・2012年の民法766条改正後、厚労省は上記面会交流支援事業を開始したが、当該制度を利用している自治体は9自治体に留まる（平成29年度）。
- ・2019年、民事執行法が改正され、養育費徴収に関しては改善がなされた。
- ・しなしながら、昨年からの政府検討は、養育費ばかりに注力し、面会交流に関しての検討は進んでいない。



面会交流と養育費は車の両輪

出典：親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査研究報告書

(法務省委託事業 研究代表者 棚村政行 早稲田大学教授 平成23年2月)

3調査結果の分析と考察

(4) 養育費支払いの実現性と面会交流の実現性の相関

	養育費が実現している	養育費が実現していない（含む無回答）
面会交流が行われている	95	36
面会交流が行われていた	10	6
面会交流が行われていない	9	26

養育費支払いの実現性（質問4-2）と面会交流の実現性（質問2-3）についての相関関係について集計してみた。養育費が実現している者ほど面会交流の実現性も高く（約83%）なっており、養育費が実現していない（または無回答も含む）場合（約53%）と比較しても相関性が認められるといえる。つまり、養育費を支払っている者は、面会交流も実現している場合が多いと言える。養育費の支払いと面会交流は、同時履行の関係ではないが、両者は、車の両輪のような関係で、養育費は子どもの生活の支えであり、面会交流は子どもの心の支えで、両者はともに重要であることがわかる。

・上記調査結果のとおり、面会交流と養育費は両者ともに重要なものであり、両親の離婚に伴う子どもの苦しみを緩和するためには、養育費のみの対応では十分とは言えない。



離婚後の養育の在り方に関する提言

2020/5/19

第4回家族法研究会資料より抜粋

①子どもの連れ去りの禁止

- 高葛藤を生む大きな要因のひとつ。原則禁止、緊急を要する避難など例外を整理することが必要

②離婚関連司法手続きの在り方検討

- 一定の熟慮期間、別居期間を経た夫婦には離婚を認める（有責主義から破綻主義へ）
- 慰謝料などは別訴訟にて対応
- 養育計画の作成義務化
- 養育費算定表に加え、面会交流ガイドラインの策定
- 面会交流頻度に留まらない「子ども視点」の提案型での調停運用
（広義のフレンドリーペアレントルール、29頁記載のオーストラリアでのLATも参考にしてください）
- 面会交流の権利性の確立

③子のいる両親の離婚への司法関与

- 協議離婚制度の是非含めた検討

④離婚後共同親権制度の導入

- 上記①～③を実現するためには、離婚後の親子関係に関して、根本的な発想の転換が必要。

⑤共同親権・面会交流の制限事由となるDVの定義が必要

昨年4月に公表された「世界24カ国での離婚後親権制度の運用実態調査」も参考に検討いただきたくお願いします



END of the ppt

Let's go back to the basic with innovative man

